

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

## 平成 14 年度 第 12 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 14 年 12 月 5 日(木)15:30～17:00
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:  
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、佐々木かをり、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、安居祥策、八代尚宏、米澤明憲の各委員  
(政府)大村大臣政務官  
(事務局)坂政策統括官、岡本審議官、福井審議官、竹内審議官、田中参事官、千代参事官、宮川事務室長、白川企画官、下山企画官

### 4. 議事次第

#### (1)案文審議

#### (2)その他

### 5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますので、ただいまから第 12 回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日も、大村大臣政務官に御出席いただいております。石原大臣、米田副大臣は、今ちょっと所用ということでございますが、できるだけ参加したいということで、途中出席されるというふうにおっしゃっておられます。

本日は、11 名の委員が御出席ございまして、神田、河野、清家、古川、4 名様が欠席でございます。

また、本日の議事内容といたしましては、中旬に予定しております答申の案文審議を予定しております。

それでは、まず議事に入ります前に、1 点、私から御報告をさせていただきたいと思っております。

それは、先日、11 月 22 日の金曜日に開催されました経済財政諮問会議におきまして、規制改革が議題とされました。石原大臣と私とがこれに出席をさせていただきまして、その席上、私の方からお話を申し上げました点等につきまして、御報告を申し上げたいと思っております。

お手元の資料の一番最後のところに別添といたしまして、「第 37 回経済財政諮問会議宮内議長提出資料」というのがございます。これを持ち込みまして、配布させていただきまして、当会議の現在、重点として取り上げているのはどういうことかということで、1 枚目に、今、多くのことが議論されておりますが、その中で非常に大きなものはどういうことかということをお話をいまして、御説明をいたしました。経済活性化に直結するという意味では医療、都市再生の重要性、それから新たな官製市場という形でその市場の規制改革をすることによりまして、大きな市場ができるのではないかと、効率が上がるのではないかとということでこの 3 つの分野、更に競争政策ということで公正取引委員会の機能強化のみならず、その他大きな市場における競争政策を監視するものの重要性ということをお話し申し上げまして、特区の問題も絡めて、現状の当会議のやっております方向性、そして、どういうところで、いうならば物事が進みにくくなっているかということをお話いたしました。非常に活発な議論がそこで行われまして、その結果をまとめましたのがお手元の資料の「はじめに」という資料の 3 ページ目をごらんいただきたいと思います。この諮問会議の出席いたしました結果、「経済財政諮問会議との更なる連携強化」ということで、その 6 行目くらいのところから、ちょっと読みさせていただきたいと思います。

「先の第 37 回経済財政諮問会議において、規制改革をより強力に推進するために、以下の 3 点を内容とする『新たなイニシアティブ』を検討開始することの必要性に関し、宮内議長、石原大臣を含めた出席者の間で、概ねの合意がなされた」ということで 3 点ございます。

・経済財政諮問会議の強力の下、規制改革について、半年毎に目標を設定し、それを 3 か月毎に評価していくシステムの導入

・「官製市場(医療、福祉、教育、農業など)の民間企業へ全面開放」を中心に、現行の「規制改革推進 3 か年計画」の終了時である平成 15 年度末までに、実現を図るためのアクションプランの策定

・関係省庁に対する勧告権の総合規制改革会議への付与や成果主義の導入による、現在の行政改革推進体制の抜本的強化

これらについては、来年早々に予定されている経済財政諮問会議における規制改革の集中審議について再度審議されることになっている。

こういうようなことがその結果おおむね合意されたということで、「はじめに」ということで書かさせていただきました。このような形で出席し、当会議の活動の様態、今後、諮問会議との連携強化についての合意というのができたのではないかと思います。

以上が、私からの御報告でございます。何か御質問でもございましたら、よろしゅうございましょうか。また、この点につきましては、具体化していく過程で種々御議論いただき、御意見をいただきながら進めさせていただきますと思います。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。

本日は「第2次答申案文」審議を行います。前回と同様、最も微妙な時期に入ってまいりましたので、これを非公開ということにさせていただきます。また、お手元の分厚い資料も非公開、会議終了後回収ということにさせていただきます。御担当の委員の皆様で不便な場合は事務局との間でその部分につきまして、ごらんいただくという形で今後進めていくということにさせていただきますと思います。

関係省庁等との交渉等、微妙な状況も生ずると思いますし、前回、会議後も一部新聞報道されるというようなことで、マスコミが大変動いております。この努力も大変なものだと思いますが、しかし、各委員におかれましても、これを御理解いただきまして、この資料の取り扱い、自分の御担当の自分につきましても、御注意いただきますように重ねましてお願い申し上げたいと思います。

本日は各主査から、前回の会議で御説明いただいたことからの主な変更箇所、あるいは課題が残されている場合はその箇所を中心に簡潔に御説明をいただき、それにつきまして、意見交換を行いたいと思います。

本日の進行といたしましては、時間の都合上、前回と同様、各主査ごとに御説明をいただく。御担当の分野が複数ある場合には、それぞれの検討状況につきまして、ひと続きで御説明いただく1つの分野につきまして、前回と同じく5分程度ということで、2つ御担当の場合は10分、3つの場合は15分というようなことを目安でお願いしたいと思います。これもまた前回と同じように、全体を前半後半に分けて、前半は鈴木主査、高原主査、八田主査からひと続きの御説明をいただく。後半といたしましては、八代主査、米澤主査、及び事務局から同じくそういう形で御説明をいただく。そして、それぞれ意見交換を一括して行うということをお願いしたいと思います。

それでは、まず御説明に先立ちまして、全体の構成ということをお確認いただきたいと思いますので、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○宮川室長 お手元の資料1でございますけれども、「目次」というのがございます。まず、全体は2章立てになっておりまして、第1章が横断的分野、第2章が各分野ということでございまして、第1章の横断的分野につきましては、夏までに中間とりまとめでいろいろ御議論いただいたベースで項立てをしております。5つのワーキング・グループを回しましたので、5つの項立てで行っております。

それから、各分野でございますが、これは現在各ワーキング・グループで御議論いただいている13の分野につきまして、このワーキング・グループをベースにしまして、13の項立てという形にさせていただいているところでございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、前半を始めさせていただきます。まず、鈴木さんからお願いいたします。

○鈴木議長代理 それでは、官製市場の見直し、それから医療、エネルギー、運輸の順で御説明させていただきます。

官製市場の問題意識につきましては、先回はPとしておりましたが、今回もPとしておりますが、これは専ら文案上のリファインという問題があるという問題を踏まえて、Pとしておるわけでございます。内容につきまして、正直言ひまして、大変苦勞いたしました。ついでこの順番で後で戻ると面倒ですから、官製市場の官民の役割分担を先に御説明申し上げます。

ページをくっていただいて、具体的施策としては9ページ以降に21項目の提言が行われております。非常に範囲が広い。64とかいうので、そういう問題であつたんですけれども、一番苦勞いたしましたのは、独立行政法人の問題でございまして、この独立行政法人がスタートした直後であるから、そこで見直しをという事柄に対しては、これは待つてほしい。法の構成もそうならないじゃないかという議論だったわけです。

我々もその事情がわからないわけではありませんけれども、しかし、独立行政法人にした趣旨というのは、そもそも独立行政法人でとどまるということではないのであって、やがてそれが廃止なり民営化なり、民間移管、そういうことが行われているトランジエントな期間であるというふうにとらえないと、かつての特殊法人の

二の舞になってしまうのではないかという危惧の念を持って、スタート直後であっても、そういうふうな次のステップに行くという物の考え方というか、気持ちをきっちり持ってもらいたいという趣旨で取りかかったわけですが、これが最後まで皆様、肩を組んで御反対をなさいましたので、これが一番苦勞いたしました、今朝ほどようやく解決することができました。

具体的な内容については、13 ページを見ていただきますと、「切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造等」と書いてあります。印刷局の業務でございますけれども、こういう問題について、既に民間でも実施されていることを踏まえて、廃止、民間への移管を含めて在り肩を検討して、遅くとも独立行政法人の設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずるべきである。そのほかにもみんなこのスタイルであります。

要するに、方向性を示唆して、そして、時期的な問題について、一応3ないし5年というふうにして、当初は3年で何とか取ろうかと思ったんですけども、各般の問題があって、こういう書き方にならざるを得なかったわけですが、しかし、ポイントは速やかに、とにかく検討時期によって、しかも、最初の中期目標、2回目とか3回目ではない。こういう意味を込めておられるわけですが、重たいというのか、どうしても乗らないのをようやく土俵の上に乗せたということですが、今回としては、決して私、こういう書き方をするのは一番きらいでありまして、満足するものではございませんけれども、ある程度そういうスタート直後であるという事情も加味しますと、これが今年度でやれる限界であろうということで御理解いただきたいと思っております。

そのほかには、例えば9ページに戻りまして、『「公の施設」の管理』の問題というのは、自治法の改正になるわけですが、そういうような問題とか、その他、ひとつ積極的にあれしてくれたは、駐車違反對策だとか、自動車場所の補完場所、特に駐車違反對策に民間を活用するということが関わってくるのは、これからの世の中でかなり大きな変化を起こしてくるんじゃないかと期待ができるわけでございます。

個々の問題については、先回も御説明しておりますので、あえて申し上げません。

その官民の役割分担でございます。

もう一つの問題であります株式会社の市場の参入の問題です。3ページに戻っていただきますと、ここで各グループともいろいろ苦勞なされた。特に医療の方は後で申し上げますけれども、そのほかの問題については、比較的前進しましたけれども、株式会社は何と言いますか、官僚では手に負えないという、いわゆるマンドートのない状態があるわけですが、したがって、その問題については、昨年、株式会社化を含めて検討すべきであるということを打ち出したわけですが、それ以上に今年参入とまで言わせたかったわけですが、それはできませんでしたが、その問題も含めて、我々の官製市場グループで医療、福祉、教育、農業について取り扱っておりますので、この問題について総まとめをしておこうということで項目を立てました。

内容は、これについては中間とりまとめで以下のように提言しておるという方向を示したということを示して、中間とりまとめの前文をここに入れさせていただくということでございます。

最後の8ページに、「以上の考えの下、本年9月以降当会議での審議においては、分野別にこの問題について審議・検討を進め、一定の進展が見られた分野もあるが、なお当会議の提言との隔たりは大きいと言わざるを得ない」という当会議の認識を湿し、「したがって、当会議は、来年度においても規制改革における最重要課題の一つとして、本課題に取り組み、関係者を始め国民各位の理解を得て、その達成に尽くす所存である」と、思いのたけを述べたわけですが、そういうことで処理して、それぞれの分野の成果のものは、それぞれの分野のところに譲る。そういう形にさせていただきます。

以上の形でございますが、もう一回戻っていただいて、この問題意識の3ページ目に各事業が書いてあります下に、「このような観点から、政府部門の事務・事業全般について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託による民間参入を積極的に推進するため、例えば内閣官房に推進母体を設置するなど、早急に政府内の推進体制を一元化し、推進計画を策定して」云々していくということを、我々の思いのたけとして書いております。

この心は、大変いやがる幾つかの法人と、私ども大変しんどい思いをいたしましたけれども、特に独立行政法人当を検討対象に乗っていただいたわけですが、これからの進め肩というのは、もう少し政府全体と言いますか、どこか責任あるところできちっとやっていっていただかないと、進まないんじゃないかということを感じいたしますものですから、そういう私の思いのたけを述べて、言ってみたら、だれか助けてくれという言い分をここでさせていただいておられるわけでございます。

以上が官製市場でございます。Pと書いてあります以外については、全部セットは終わっております。

医療分野でございますが、さっき申し上げましたように、株式会社問題につきましては、昨年の答申を超えることは今回は不可能でございました。したがって、この問題意識のPのところには株式会社の参入問題というので、思いのたけを入れるつもりでございますが、基本的には、例えば昨年は株式会社方式を含めた医療経営機関の在り肩を検討すべきであると答申しているところであるけれども、多様な運営主体による医療サービスの提供が行われ、消費者選択の幅を拡大させるため、今年度はその実現に向けて議論を重ねたが、いまだ関係方面との大きな隔りがある。当会議としては、今後とも積極的に議論をしていく考えだという内容。これをもう少し簡略化するかもしれませんが、そういう内容の事柄を書こうと考えておるわけでございます。

個々の内容につきましては、電子カルテのIT化の問題だとか、特に厚労省に言わせると、特定療養費として範囲を広げていって混合診療の問題ですけれども、その問題についても、心は同じだが、特定医療費の制度でいきたい厚労省と、それもいいけれども、しかし、一定の基準にあるものに対しては、それを認めていいではないかということで、いわゆる混合診療を真正面から認めようという我々との間で、思いはほぼ共通なんですけれども、そういう2つのせめぎ合いをやったわけですけれども、そんな2つが浮かび出てくるような、上からも拡大する、下からも行くというような形でまとめることができました。

特に包括払い、いわゆるDRG、PPSは書いてありませんが、包括払い、定額払い制度については、いわゆる保険財政の圧迫というものは、これは大変、今、厳しいものがあるわけございまして、本当に真剣にこれを考えていかないと、現在の皆保険というのは、何が皆保険だというふうに空洞化してしまうという認識を相互に持っておりますから、これも先年度答申よりもかなり進んだ形で具体的に書き込むことができました。

その他につきましては、先回御説明したとおりでございますから、省略させていただきます。

運輸につきましては、基本的には先回御説明したことと同じ内容で、若干字句の修正その他を行ったと御理解いただいて結構でございます。

エネルギーもしかりでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、高原主査、よろしく申し上げます。

○高原主査 私は事業活動円滑化ワーキング・グループでございますが、一番最後に事業活動という見出しであります、9ページと別表を添付しております。

1ページ目の「問題意識」については、前回も本会議で報告しましたように、今回は3つ、すなわち燃料電池とコンテンツと、最後に民間事業活動を阻害する規制の改革というテーマを取り上げております。

現在、各省庁と議論を重ねてまいりまして、おおむね原案どおり合意しておりますが、あと2点だけ調整中があります。

まず、1番目の燃料電池についてでございますが、平成17年を目途に、予想されております初期段階の実用化、普及に向けて、燃料電池自動車関連で5項目、燃料となる水素インフラ関連で10項目、家庭用の燃料電池関連で5項目を取り上げております。

皆さん御案内のように、今週月曜日は、政府に数台が納車されまして、小泉総理も試乗されておりますが、こういうトピックスが数多く聞かれるようになり、経済の牽引役になってくれることを燃料電池については期待しております。

次にアニメーションなどのコンテンツに関する分野でございますが、この分野は技術力・芸術性当の潜在的な競争力を持っている産業でございまして、このコンテンツ産業のさらなる発展に資するために、2つの観点から取り上げております。

1点目は、市場でより自由な公正な競争が確保されるための環境整備ということでございまして、2点目は資金調達の多様化についてであります。

競争環境整備という観点からは、この分野に適用される独占禁止法ガイドラインを一層整備していくこと。そして、コンテンツ政策を含むサービス分野全般に下請け法の対象を拡大すること。

最後に、取引の透明化につなげるための契約ひな形の策定を提案しております。

2つ目の資金調達の観点からは、信託業法において信託の対象への著作権等、知的財産の追加などを挙げております。

3つ目は、民間事業活動の阻害を規制する規制の改革についてでございます。

本文に幾つかの例を挙げておりますけれども、詳細は別表にまとめております。現在、添付しておりますが、全部で77項目、内訳としては、行政手続の簡素化で51項目、法令解釈の明確化で5項目、基準認証・保安規制、そして資格制度の見直しで21項目を掲載しております。

それぞれの項目について、処置する時期、また、検討の結果、結論を出す時期というのを明示しておるのが特徴でございまして、これによって民営化事業者の方々にとって今後の活動の一助になればと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは八田主査お願いいたします。

○八田主査 私の担当は3つございますが、下からまいります。

まず環境ですが、前回から加わった新しいことは、リサイクル市場の形成促進、廃棄物の適正処理の推進という項目であります。これは5ページです。

ここでは結局、廃棄物処理をするというときに、それをリサイクルしたい業者が非常にめんどくさい手続を要するということがございます。これは全くそういう手続なしにリサイクルをすることを許してしまうと、リサイクルをすると称して産業廃棄物をどこに捨ててしまうということが起きる。そういう難しい問題があるわけですが、これを例えばリサイクル業者として認定してもらい許可を各地方公共団体ごとにやらずに済む、もう環境大臣が一括してやるというような方向。

あるいは、リサイクル施設として認定してもらい対象を広げる。そういうことで広げていくということをやっていくべきだというのが1つの項目です。

もう一つは、それだけでは足りないだろう。これからリサイクルの事業というのが、もっとうまくいくように検討していくべきだと。そういうことがこの柱であります。環境についてはこれが新しいことです。

それから、住宅・土地、公共工事についてであります。これはすべて合意が成立いたしました。その中で特に今回、非常にエネルギーを使いましたのは、2ページの「都心部における混合用途地域の創設の検討等」ということなんですが、これは混合用途地域をつくるというのは、役所に言わせればそんなに簡単なことではない。やるならば、こちらも主張してまいりましたように、容積率制限の目的は何かということをはっきりさせて、インフラに対する負荷と、市街地環境を整備するという話なら、容積率以外の手段もあるかもしれない。そういうものの役割分担をきちんとするというところを行って、その一貫として、混合用途地域というものをつくりたい。そういうことを検討するというところで合意が成立いたしました。

それから、もう一つ、大きなところは、6ページでございますが、市街地再開発の事業で、今は面積が何%というのと、それから地籍が3分の2以上という同意と、それから、権利者の数が3分の2の同意が必要だということになっているんですが、だんだん再開発業者が土地を買い進んでいくにしたがって、残りの土地にいる人は反対の人ばかりだということがある。この問題をどうするかということが今まではほうっておかれたわけですが、これに対して抜本的に対策を考えたいということになりました。

あと、それらの大きな問題に比べてみれば、かなり具体的な問題で、事務局の御努力もあって非常にたくさんのご事情について合意が成立しました。例えば5ページのエレベーターの避難時利用というのは、アメリカの9月11日の事件でもわかるように、火事が起きたときにエレベーターが随分避難に有効に利用されたわけです。日本はエレベーターが非常用で、消防士のために使われるものと、ほかのものが分離されていて、ほかのは火事の際には一切使えないということになっている。とすると、これはビルのオーナーか自分で金を投資して、それなりの安全性を確保できるような施設をつくるならば、そういうエレベーターが避難時にも使えるようにしてもらいたい。そういうことを検討して欲しいという要求です。これについては、これから検討するということになりました。

最後に、この都市関係では大変なエネルギーを使って論議して、とうとう1行も入っていない項目がございます。それについて一言申し上げたいんですけれども、それは後でそれについてどう考えるかということの後で終わってからも申し上げたいんです。

基本的には担保執行法制の検討についてです。これについては、基本的には今金融再生のために債権処理が非常に必要なわけですが、担保の不動産物件の中に、反社会勢力が居座るという問題があって、なかなか担保処理がうまくいかないという問題がある。これはそういう反社会勢力がさまざまな法の不備を突いてくるわけですが、そのうち1つは、短期貸借の保護ということがございます。それがされていた。これの廃止を我々は要求してきた。

それから、民事執行法でも最低売却価格の一律強制ということが行われている。これも非常に彼らに利用されているんです。競売が成立しないから、不調になるから、裏でもって、だから安く売れと。不調になるのは、危ない物件だという様子を提示して、よほど安い価格でないとだれも入札したくないようにすること。

それから、物件の内覧権が基本的に今はないと。

それから、引き渡し命令の際に、そこに住んでいる人が正当な権限を有することを占有者側に挙証させる必要があるのに、今は彼らが正当ではないということを外の人が挙証しなければいけない。こういうことがあるから、これを一挙に直してもらいたいというのが、前の3か年計画の要求でした。

法務省は短期賃貸借保護の廃止はやる。しかし、ほかは基本的にやらないという主張です。随分それについて議論してまいりました。

結局わかったのは、法務省は今度2、3日のうちに議事録が公開されますからそれをごらんいただきたいんですが、結局は債権回収の最前線の実務家から何の実態調査もしていなかったということです。それで非常に形式的な意見聴取をやってきた。

我々は随分具体的な提案をやったんですか、法務省側は実のある答えをしてこなかった。それでこういう問題に関して、法務省側が真摯に取り上げ出したという形跡もないし、ごく最近検討し出したという事情であります。

それで、3か年計画どおりの短い文書を入れるということにも反対してまいりました。結局は、考えますと、落とした理由は、当会議が政府の一機関である以上、他省庁と合意できないことを、当方からの提案を強制することはできないわけですから、これを一切外しました。こういう状況を御報告いたします。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、今のお三方の主査からのお話の部分で、御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

○八代委員 官製市場のところでございますが、これは非常に御苦労されたことと存じます。非常に私も途中まで一緒にやっておりましたが、本当に大変な分野であったわけでありまして。ただ、この官製市場という言葉は一般の人にはまだもう一つなじまないの、きちっと定義する必要があるわけなんです。例えば1ページを見ますと、この官製市場の定義として、公的関与の強い市場及び公共サービス分野という、非常に簡単な定義しかなくて、そのまま読んでいくと、あたかも政府直営事業の問題だけが官製市場であると誤解される可能性がある。

ところが、先ほども宮内議長が当会議と経済財政諮問会議との連携強化ということをおっしゃったわけですが、私の理解するところでは、諮問会議は官製市場という言葉、むしろ株式会社の参入を抑制しているような分野というふうに定義している面があって、ここは見方か違うんじゃないかという危険性もあるわけで、そこは決して考え方に相違はないということを示すためにも、より幅広く政府の直営事業プラス政府が特定の団体を厳しく規制して、それ以外の株式会社等は排除しているような分野も官製市場であると明確に定義しておく必要があるんじゃないかと思われまして。

第2点は、株式会社のところについて、これは4ページ以下でありますけれども、何故か中間とりまとめからの引用という形になっているわけですが、この中間とりまとめも当会議の成果でありまして、自分が自分のことを引用するというのも変な話であります。

それから、中間とりまとめ自体はあくまでも中途のものであって、それをふくらませて最終とりまとめにするわけですから、引用するというのがよく意味がわからないわけで、読者は別に中間と最終を別々に読むわけじゃなく、最終だけしか読まないわけでありまして、これは引用ではなく、もし調整が難しいのであれば、引用ではなくて前文をそのまま本文にされたらどうでしょうかという、これは形式だけの問題であります。

それから、最後の住宅のところ、先ほど八田先生が言われた点については、調整がつかなければ、問題意識の方にこういう問題があるということを書くということではできないのではないかと思います。そこはいかがでしょうか、これは質問だけあります。

○鈴木議長代理 表現はもう少し的確なあれがあったら十分考えたいと思います。命名者である八代先生が官製市場という名前をお付けになって、したがって定義の方に八代先生に相談させていただきたいと思っております。

これは決して引用ではないと。それは確かにそのまま引っ張ったものですが、これは引用ではないのであって、中間とりまとめにおいて、以下のように考え方を示したということであって、あくまで我々の考え方を示したということで、その考え方の下にやってきたということですから、これは引用ではありません。という



ふうにお答え申し上げます。

○八代委員 趣旨はわかりましたが、特に示したというのではなくて、中間とりまとめのときもこう考えたし、今もその考えはびくとも動いていないということを言うためにも。○鈴木議長代理 表現の問題ですから、そういうつもりで書いた文章なんですけれども、その趣旨はわかりました。

さっきの八田先生の話ですけれども、これは私どもも経験したんだけれども、全くいやだと言って出てこないけれどもどうしようもないという話なんです。自分にマンドートがないから、どうしようもない。現実によく調べてみると、本当にマンドートがないんです。このマンドートのない人たちと議論していたり、あるいはいやだから出てこないという人と議論すると、全く我々には対抗する力がないということは私も痛感しました。

ですから、何かそれに対抗する手段を我々が持たないと、来年度もやる場合において、勿論、我々もむちゃくちゃを言うつもりは全くないんですけれども、理由もなくいやだと言う人たちというのをどうするのか。昔は勧告権というものがあって、これは事前であっても事後であっても使えるものでして、よく我々、マルカンと言っておったんですけれども、マルカンをそろそろ発動しようかという、大体落ち着いたんですけれども、そんな仕組みというの何か考えていただくとか、何かしていただかないと、全く丸腰で武器をたっぷり持っておる人たち、要するに出てこないという武器、そして、応じない、いやだという武器、それがいやだったら閣議決定に乗らないという武器を持っている人に対して、全く不平等であって、これでは進まないという感じがしますので、そこら辺の仕組み自体を本気に考えていただかないと、とてもじゃないけれども、やっていけないという実感を特に今年は思いました。今まではそんなことは余り実感しませんでした。

この間前から言っておりますけれども、最近の霞が関の高級官僚のガバナンスがなくなってきた。私は政治もそうだと思いますけれども、そういうのが非常に悪い面として今年噴出してきておる。これまでの経験では、そういうところというのはよく話し合えばおのずから接点が出るんだけれども、例えば独立行政法人は最終的にはそういう形であれしましたけれども、ほんの1日前までは、ノーの一点張りだけなんです。というのが実態でございまして、その点は是非議長の方でも何らかの仕組みというものを御考察願いたいなど強く思います。

○宮内議長 私もマンドートがないんであれですけれども、先ほど言いましたように、そういう面も含めて、強化できるかどうかわかりませんが、課題ということで、「はじめに」の4番の・のところで書かせていただいたのはそういう意味も含めたつもりで、おっしゃっていることはよくわかります。

○八田委員 これについて、今2、3分お話した方がいいですか、それとも後の方がいいですか。

○宮内議長 時間がなくなるかもわかりませんが、必要なことは先におっしゃってください。

○八田委員 今申し上げますけれども、第1に、宮内議長が経済財政諮問会議の方との議論で勧告権をこちらに付けようという議論をした。これは非常に大切なことではないかと思えます。今、鈴木議長代理がおっしゃったことと、非常に密接に結び付いていると思えます。

同時に私どものワーキング・グループで考えましたのは、委員だけで話し合ったんですけれども、要するに、こちらが向こうののんでもらうことはできないけれども、当会議から見て、向こう側が説得的な論拠を示さず、規制改革の趣旨にもとる他省庁からの提案が行われているときに、これは追認するしかないというのは、通常の霞が関の官庁間の対等の原則にも反するだろう。当会議の存立根拠を没却することになるわけだから、ただ、向こう側が新しくやろうということそのまま受け入れるというのは前提としておかしいんじゃないか。これは省庁間では当たり前だと思うんです。自分の省が受け入れられないことを向こう側がやる時には、こっち側が反対するというのは当たり前のことです。こっち側が新しく提案して向こうのめというのは無理だけれども、向こうがやりたいということに反対することはできる。

したがって、法務省はまだいろいろ動きがあるようですけれども、もし、今般の法務省の一方的な法案内容がそのままであるならば、これを法案化して閣議決定することを認めることはできないという判断を住宅・土地、公共工事ワーキング・グループの委員間では行った。このことを御報告申し上げたいわけなんです。

議長、大臣始め、本問題の解決に御尽力をお願いしたいと思います。これは何も大臣に向こうから言っている法案を反対して、つぶしていただきたいと言っているわけじゃなくて、その権利はあるんだよということをはっきりさせるべきではないか。そして、そういうことがいざとなったら、これは向こうの短期貸付権の保護の廃止ということも含めて、とにかく全部きちんとやらなきゃだめだということが言えるんだよということは、我々としては、そういうことがあると思うんです。

結局、勧告権を持つということと、いざとなったら拒否することができるよ。それがないと、なかなか交渉の

土俵にきちんと乗ってきてもらえないんじゃないかということをお聞きいたしました。

以上、御報告とお願いでございます。

○奥谷委員 この官製市場の中に官民の役割分担の再構築がありますけれども、今特殊法人の法律ができましたけれども、特殊法人の中でも漏れている部分というのはかなりあると思うんです。付け足さないといけない部分というのは、今回出た部分以外にも。そういったものも含めて、官製市場というようなとらえ方をしていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木議長代理 そういう考え方でやったわけですし、ですから、例えば職業訓練所などは特殊法人であるわけですが、今度これが独立行政法人になるわけですが、そういう一群のものとして取り上げたわけでは

そこにも断ってございますけれども、我々が取り上げた64というのはすべてであるとは我々も思っていない。したがって、すべてではないけれども、しかし、今年はこのものを取り上げたということであって、特殊法人も当然その範囲内のものとして見て、その中で取り上げたのが、今のものが1つの例だということです。

○奥谷委員 そうしますと、これから追加する部分も出てくる可能性もあるということですね。

○鈴木議長代理 それは私がさっき言いましたように、我々の思いのたけを受けて、内閣官房の中に、この問題を処理していく新しい機関をつくっていただいたら、そこが取り上げていく問題だと。現在は特殊法人問題については、特殊法人の特別なワーキング・チームというのがやっておりますから、そのワーキング・チームの仕事としてやるということも考えられるという問題だと思います。

○奥谷委員 それはある程度連携してやっていかないと、分断してやっていくと、すべてまたそれぞれが個別になってしまうわけで、諮問会議もそうでしょうし、ある程度統括して一緒になってやらないと、結局成果が出てこないのではないのでしょうか。

○鈴木議長代理 おっしゃるとおりです。だから、そういうことが書いてあるわけでは。3ページをごらんになっていただきますと、「このような観点から」云々というのがありまして、一元的に計画して、これらを総合的、包括的に進めることが重要である。その際、現在実施されている特殊法人改革や、公益法人改革とも密接に連携、協力を図っていく必要があると、はっきり書いてあります。

○宮内議長 それでは、また全体の御質問は、後半が終わりまして、また、思いつかれた御質問、御意見当ありましたら、付け加えていただいて結構でございますが、後半に移らせていただきたいと思います。

八代主査、米澤主査、事務局という順番でお願いしたいと思います。八代さんからお願いいたします。

○八代委員 まず規制改革特区からでございますが、これは前回御説明しました後で、幾つか進展がございます。

まず、構想改革特区制度の適切な実施と早期改善に向けてという章の5ページ目ではありますが、残された課題ということで、これは問題意識の分野ではありますけれども、今後、特区としてこういう点を更にやっていくという言わば宣言でありまして、これについては各省庁からそんなことは合意していないということで非常に大きな反発があるわけではあります。現在、中間とりまとめと同じような形で、6ページの一番下でありますけれども、「当会議がこれらを検討することについての関係各省庁の現在の考え方は、別紙のとおりである」ということで、別紙という形で先方の反対意見も付記するということで調整中でございます。

それから、具体的施策のところでは、例えば9ページであります。全国において実施するとされた規制改革事項の深掘り当というのは、後ろの方についております表でございます。この中には、当初特区法案との絡みで特区推進室の方で調整したものを更に幾つか深掘りしたもの、あるいは時期を早めたものというのが幾つもございます。この中で網掛けになっているのが、まだ調整中のものであります。第部分のものについては調整されております。

それから、9ページの(2)で3番目のカテゴリー、つまり特区として認める。特区では認めないけれども、全国で認める。

3番目には、現行制度でも対応可能というのが各省からの答えであったわけですが、その現行制度で対応可能という中に実はかなり問題があるものもありますので、可能ならば可能であるということをごきちんと通達等の文書で速やかに周知徹底していただきたいということが書いてあります。

ただこの通達という言葉が通知という言葉と混在しておりますので、細かい表現ぶりについては今はペンディングになっておりますが、考え方としては基本的に合意しております。これが先ほど言った点でありますので、そういう形で特区の章につきましては、これまでの経緯をきちんと書き、かつ残された課題を書き、あと全国対応のもの等について、きちんとフォローアップしたということでございます。



それから、次に福祉でございますが、福祉につきましては、これは1ページ目の問題意識のところ、上から3番目のパラグラフであります。構造改革特別区域法において、公設民営、またはPFI方式による株式会社の参入が認められたわけで、これは全国的な規制に先行してやったわけですが、これらの方式以外でも引き続き多様な経営主体の参入のため、株式会社による特養等の参入について、特区における特例措置の効果や影響等の評価も併せということで、評価が済まなければやってはいけないということではなくて、評価と同時にやるという形で全国的な展開を進めていくということを明記しております。

あとは今回の新しい視点としては、特養における利用者負担の見直し、それから訪問看護における身体介護業務の範囲の明確化とか、介護保険施設定数の調整であるとか、米田副大臣から御指摘いただきましたようなセーフティーネットのところについても、4ページの6で書いてございます。

保育におきましては、幼稚園と保育所の連携の推進という形とか、保育所の調理室、必置規制の見直しということで、安全性が確保される場合には、保育所の調理室の共同利用等をやるという点で若干の前進がございます。

あと、農林水産の方でございますが、農林水産につきましては、問題意識がかなり長くなっておりまして、これはなかなか調整が難しいので、かなり問題意識で詳しく背景説明をしております。特に2ページ目の農協への規制というところで、上から4番目のパラグラフであります。信用共済事業の収益で経済事業など、他の部門の赤字を補填しているということが、実は農協の一番大きな問題であるということを明記しております。

3ページ目には、株式会社ということで、農業経営の株式会社化の一層の推進というところで、これは特区法でこういうことが決まったということを紹介した後、この特区法の推進と検証を行いつつ、農業経営の株式会社化等により、経営形態の多様化を全国的に推進するというところで、これも別に特区の検証が済むまではやらないということではないんだということを明確にしております。

具体的施策のところでは、農地の転用許可の問題というのは、この前と変わっておりませんが、農協のところである程度進展が出ました。これは大村政務官にも随分御苦労いただきまして、農協系統事業の見直しというところでありまして、ここは特に先ほどの区分経理の配分基準の策定というところでありまして、これは農協等のいろんな勘定がどんぶり勘定になっておりまして、それによって信用共済事業の黒字的なものを、経済事業の赤字につぎ込むことによって、零細農家の保護をしている。それがなかなか農地の大規模化が進まないことの1つの原因になっているんじゃないかという問題意識から、次のような形で合意しております。

すなわち、共通経費の合理的な配分基準を示す等、区分経理の徹底を図るとともに、信用共済事業の在り方、信用共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等への組織再編が可能となる検討すべきであるという形で、当初の分割ということは合意できなかったわけですが、少なくともそういう方向について検討を始めるということは合意ができております。

それから、独禁法の点については下の・でありまして「公正な競争条件の確保」。そのときに、協同組織に対する独禁法の適用除外に対する制度については、公正な競争を阻害する問題があればその解消を図るべきであるという形で、これは公取に対して検討を求めている。これは両方も公取であります。

これと併せて、不構成な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、取締の強化を図るべきであるということで、公正な競争条件の確保ということをやっております。それから、5ページ目の一番最後でありますけれども、農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合の設立が容易となるような条件整備等の措置を講ずるべきである。いかにも当たり前のことでありますが、これは結構政治的な重要な点でありまして、今、大体農家は単一の農協としか取引できないわけで、これを欧米型の複数の農協と農家が取引できることによって、農協間のサービス競争を図る。そのときに通知ベースでありますけれども、さまざまな制約がありますので、それを撤廃するような方向を講ずるべきであるという形で期限を明記して合意を得ております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、米澤主査。

○米澤委員 「教育・研究」の法でございますけれども、前回、割と御説明したので、今回はその後の進展の状況だけ御説明させていただきます。

基本的にまだ折衝が残っている部分が4つございます。それを1つずつ御説明させていただきます。

今、一番アテンションを受けております教育分野への株式会社の参入の部分でございますけれども、こ

これは私ども文科省と非常にインテンシブに、かつ、濃密にと言いますか、かなり頻度も高く、毎日のように折衝をしておりますが、なかなか固いと言いますか、ああ言えばこう言うと言いますか、こう言えばああ言うですけれども、かなり高いレベルまで行っているいろいろお話をしているところなんですけれども、まだ、合意に至っていないです。どんな形になるかという予測もつきにくいところがありまして、12日までとは申しませんが、一両日中にぎりぎりの決着ができればなどというのが真実のところでございます。

それから、コミュニティ・スクールの部分、1.の(2)でございますけれども、これについてはかなり進展しております、これたまたま文面的にはペンディングに近いんですけれども、2ページの最初にありますように「コミュニティ・スクールの設置手続、『地域学校協議会(仮称)の設置と機能」「教員の任免に係る権限の在り型」、これについて法律的に規定をする。それも来年度ではなくて、来年中に結論を出してやると。法律をその時点で通すことはちょっと無理かもしれませんが、法律の形も来年の終わりにはつくってやるということに基本的に合意しております。文章のところで最終的な修正はございます。

それから、6ページにPと書いてある(3)の・の部分ですけれども、「国立大学教員の企業での兼業の促進」の点ですけれども、これは基本的にはまだペンディングになっておりますけれども、細かい字句の修正ということで、最終的な確認が取れていないという部分でございます。

もう一点、・ですけれども、これもペンディングですけれども、「国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化」。これは最初の部分、下に括弧で入っておりますけれども、最初の部分は基本的にはこれもフィックスで合意に達しております。

それから、前に御指摘がありました勤務時間の規制について、その括弧の部分ですけれども、これはうまく進みつつあると思いますが、基本的には恐らく、これは労働の方からお話があればいいかと思っておりますけれども、最も裁量性の高い職種であるところの大学教員について、労働時間規制の在り型を早急に検討すべきであるという、これは雇用分野と同じ文章を掲げるつもりでございます。

以上でございます。

○宮内議長 それでは、最後に残りました分野につきまして、事務局からお願いいたします。

○宮川室長 神田先生の担当の新規事業創出でございますが、これは夏までにやっておりましたワーキング・グループの成果でございます、基本的には各ほかのワーキング・グループ、つまり、金融とか雇用とか教育とか、法務、こういった分野で深掘りをしていただいております、その深掘りをした成果をもう一度再集約をしたということでございますので、基本的にはそちらの方の御議論の結果を集約したということでございます。

以上でございます。

○田中参事官 続きまして、神田主査担当の競争政策、法務、金融の分野について御説明します。

競争政策につきましては、お手元のインデックスの付いたものが多少印刷が悪いということで、別途競争政策というのをお配りしたものでございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

競争政策についての問題意識は、前回神田主査から御説明のありましたとおり、エンフォースメントの強化ということを軸にした問題意識で取り組んだということで、1ページ目の下にございます独禁法のエンフォースメントの見直しというところですが、特に平成15年度中に措置となっておりますが、平成16年度の通常国会を目指して独禁法の改正に向けているということで、これに対してエンフォースメントの強化という観点から、必要な検討事項を2ページの刑事告発以下、3ページの(7)独禁法における民事責任制度及び差止制度の見直しまで、7つの項目を掲げてございます。

2番目には、公正取引委員会自身の審査機能体制の強化ということで、こちらは3ページの下の方の違反事件に対する審査機能、6ページの(2)として、「企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化」という2つの側面から、機能強化として、内容的には、4ページの「民間等の外部人材の積極的な受け入れ」や、あるいは公取が少し閉鎖的ではないかとか、あるいは手続等の規則が明確ではないかではないかという点に関して、見直していくという点を中心になってございます。

7ページの下から公取以外の分野の競争政策でのエンフォースメントの強化ということで、1つには、証券取引分野における市場監視機能の強化ということで、8ページ以降、主としてこれまで行政処分によってきた制度をもう少し複線的な制度にしていくということで、8ページ以下の・から9ページの・まで掲げております。

その他、証券以外の分野では、10ページになりますが、電気通信、エネルギーについてのエンフォースメントの強化が掲げてございます。

少し飛ばさせていただきます、11 ページの下、「5. 政府調達の見直し」の分野では、とかくいろいろございます官公需法に関しては、どういう状況が行われているのかということをはっきりと示していくという透明性の確保という点をする事になったほか、多様な入札方式契約方式を推進すること。

12 ページの下にございますように、「(4) 使命停止措置のさらなる強化」。具体的には停止期間の延長を図るといったことで、エンフォースメントを強化していくという点が掲げられてございます。

次に法務分野にまいりまして、こちらの方は中間とりまとめ等で御尽力いただきました司法制度改革の推進について再掲してございますが、2ページ一番上の数行のところでございますように、平成 22 年度で 3,000 人程度というところまで目標なんです、それが上限ではなくて、更に検討を続けていく旨を明記いたしました。

更に、3ページのカで「弁護士法 72 条の見直し」に関しまして、実態的に何が問題になっているのかということと共通認識として1)から4)まで掲げて、列挙をして、こうしたことの見直しに取り組んでいくということ。

4ページのキでございますが、いわゆる外弁問題、弁護士と外国法事務弁護士との協働や雇用の問題についての見直しについて、次期通常国会に法案提出ということになってございます。

その他の事項、司法関係でございますが、6ページの下(8)のところでは、動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化をするということも 15 年度中に、これは検討を開始するということをはっきりいたしました。

時間がございませんので、次に金融分野に行かさせていただきますが、金融分野では第1のところ「金融サービス業の発展のための基盤整備」ということで、これまでの縦割行政に拠らない分野横断的な金融サービス業が発展するための基盤の整備ということで、1ページの(1)の「信託業法における受託財産制限の緩和」、具体的に「したがって、特許権、著作権等の知的財産権」ということで特出しをして、明記をさせていただいたほか、5ページまで6つの分野にわたって掲げました。「(6) 損害保険に関する契約者保護制度の見直し」についても、平成 15 年度中に検討となりました。

次の6ページの「2. 試算流動化の促進のための制度整備」につきましても、8ページ(7)の「エスクロー制度の導入」でございますが、これは昨年度は準備不十分ということで、問題提起したにもかかわらず、取り上げられなかったところ、委員の御尽力によって今回はこうした形で取り上げることができるようになりました。

最後に「3. 証券市場の基盤整備」ということで、これについても、(1)以下、前回御紹介したかと思えますけれども、ございます。

10 ページの(3)の「適格機関投資家の範囲の拡大」に関しましては、これは検討だったんですが、14 年度中に結論を出していただけるというところまで来たということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○白川企画官 引き続きまして、清家主査担当の分野について御説明させていただきます。事後チェックの整備につきましては、前回御説明したとおりでございますが、若干文言の修正はありましたけれども、内容は変わっておりません。

それから、雇用・労働分野ですけれども、これについても、前回御説明した方向で、厚生労働省と調整を行いまして、一応協議は整っております。ただ、最後までもつれましたのが、問題意識のところとして、ここに事後チェック等で環境が整った場合には、派遣労働者に関する規制とか、休職した手数料の徴収の制限、これは原則として撤廃すべきだというような意見を私ども入れたいということとかなり厚生労働省と調整をいたしまして、主査、あるいはワーキング・グループの委員の御尽力によってこの文言、このとおり強く入れるということで決着いたしました。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは後半の部分につきまして、御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

○米澤委員 先ほど私が申し上げました教育・研究分野で、2つ目のコミュニティ・スクールのことですが、私があれまして、ここに書いてある文章、これで最終的に合意ができておりますので、それだけ申し添えます。

○鈴木議長代理 お互い忙しくて、自分がワーキング・グループに入っていないながら、最後の段階は参加できなかったのは大変申し訳ないと思うんですが、八代先生の福祉と農業の分野について、さっきの御説明だと、農業経営の株式会社化等によって経営形態も全国的に多様化するというふうにおっしゃってお

りますけれども、これを見ますと、要するに、福祉の方もそうなんですけれども、それは違うとおっしゃられたからそれでいいんですけれども、特区の推進の検証を行った上でやっていくという、現実にはそういうことを言っておる省庁がいっぱいおるわけなんです。それは最初から八代先生も私も心配して、そんなものじゃないんだと。先行的、かつ試行的なんだと。先行が大事だということを言ったわけなんですけれども、そういう意味合いで、そのところをもう少しはっきりしていただきたい。特に総まとめをやっておりますさっきの株式会社の説明でも、そういうふうに言っておりますし、医療の方もそうしますから。

更にもう一つは、米澤先生、大変御苦労様でございます。お察し申し上げるばかりでございますけれども、この3つの問題というのは、取っていただけたらそれに越したことはないけれども、もし取れないときには、問題認識のところに書かなくちゃいけないと思いますので、農業、医療、教育、福祉のところは書きぶりというのをある程度そろえておいた方がいいんじゃないかと思っておりますので、そのように再協議させていただけたらなど。問題意識を持ってきていいと言っているわけじゃありませんけれども、そういうことをお願いいたします。

それと、さっきから問題意識でもめていると言うけれども、問題意識は我々の思いのたけなんだから、何も合意の問題ではないんだから、そんなに悩む問題であるのかというのが私には不思議で、そういう約束事で始めたんじゃないかと。そして、具体的などころというのは、血みどろの闘いで取ってきたんだと。問題意識はこっち問題意識だから、介入してくれるなの一言で済まして行くべき問題が、これはスタートラインの仕切りだったんじゃないですか。

だから、問題意識では思いのたけをたっぷり述べなければというふうには私は思いますが、八代先生のさっきのあれだって、問題意識のところでがんと書いてしまえばいいことではないかと思っておりますが、そこまで調整しておいたら、もはや何をか言わぬという問題だと思っております。

○八代委員 途中で失礼まいので、先にお答えだけさせていただきたいと思っております。

鈴木さんのおっしゃることは全くそのとおりで、我々も一番気にしたのは、特区でせつかく取ったことが、全体の規制改革を妨げてはいけないということで、その認識は十分持っております。例えば農業のところでは、まさにそういう意味で検証を行いつつという表現にしたのは、先方はもったきつことを言っていて、検証を踏まえ、その評価を見た上でという言い方をこれは別のところでも言ってきたわけで、それは絶対に排除する。ただ、せつかく特区をつくって、その検証をしないのか。あるいは検証を全国的な規制改革に全く参考にしないのかと言われても、それはこちらの意図ではないわけで、一方で検証すると。しかし、それと同時に全国ベースの株式会社化をするということを行いつつという中で読んだつもりでありまして、これをだめだというと、逆に言うと、全くありません。無関係でやりますということもちょっと言いづらかったかなということで、基本的にはこちらの言い分を書いたというのがこの意味でございます。

申し訳ありませんが、中座いたしますので、「はじめに」のところで先ほど議長がおっしゃった点は、私は全面的に賛成でありまして、特に勧告権ということをご言わないと、今後更にスピードアップの規制改革というのはできないと思っております。

以上でございます。

○村山委員 済みません。私も中座しますので、質問させていただきたんですけれども、まず2つありまして、1つは、先ほど金融のところでお報告がございましたけれども、1つ付け加えさせていただきますと、金融の8ページ目のところの(5)で「貸出銀行によ担保不動産の競落の仕組みの検討」というところで、これはPになっておりまして、これはいわゆる銀行が不動産業兼業規定がございまして、やってはいけないということになっておるわけなんですけれども、担保不動産に関しては、別勘定で、アメリカの銀行などもそうなんですけれども、別勘定を持ってやってもいいんじゃないか。

なぜかと言うと、早期処分は早期処分、子会社は子会社ということでやっておりますと、実は開発すれば高く売れるものがぼろくそな価格で売られてしまったりとか、銀行の方で今ノンリコース・ローンを進めているわけなんですけれども、これは失敗したら物件を引き取ることによって、残債をちらにするという仕組みなんですけど、それがOREOを持たずにノンリコース・ローンをやっていくことを私、非常に疑問に思っております。出させていただいたんですが、これは金融庁さんの方は、そんなに抵抗ないと思っておりますけれども、国土交通省さんの方で、銀行がこういった宅建免許の形を取ることに対して物すごい抵抗が出ているということをお知らせしたいと思います。私としては、特にこれは通していただきたいと思っております。なぜなら不良債権の流動化、そして不良再建問題解決に非常に大きく資すると考えるからです。

2つ目は、八代先生の繰り返しになりますけれども、私も勧告権と拒否権に関しては、是非付けていただ

きたいと思っております。

昨年3か年計画で決まったことでも、例えば13年度措置と書いてあっても、やられていないものもあるわけでございます。

それから、マンションの区分所有法なども、5分の4同意のみと我々が書いたものが、実際に法務省から出てきた中間試案には当初何もそういったことが出ていなかったと。最終的にはごたごたもめた挙げ句に、自民党の法務部会のお力を借りて、我々の案の方に戻してもらったような経緯がございますけれども、政治家の先生に助けていただいたないと、我々が決めたことが通らないのかというのは非常に疑問に思っております。勿論、閣議決定はされるわけですが、最大限尊重すると、その最大限のところに抜け穴があるわけでございます、そこをもってこういった勧告権等を持たなければ何のためにやっているのかよくわからないと思っておりますので、それは是非お願いしたいと思います。

そういったところで帰らせていただきます。失礼します。

○大村政務官 確かに宮内議長が提案された勧告権、大変すばらしいことだと思いますので、是非これを進めていけるように私も頑張っていきたいなと思っておりますが、幾つか申し上げたいと思っております。

まず、1つ、競争政策は前から私、申し上げさせていただけましたけれども、日本の産業の競争力を回復するためにこれをより強化していくというのは大変大きな課題だと思いますが、今回、公取の強化と、初めてですかね。この証券分野の監視機能がこれだけ入ったというのは、大変すばらしいことなんで、ただ、監視機能だけというか、ここは規制改革ですから、監視機能という切り口で入ったんですが、そもそもは資本市場をどうするかということの骨太な議論を金融庁の方で是非やっていただきたいなと思っております。その点、金融庁の方にも個人的には申し上げておりますので、そんなことも引き続きフォローしていきたいと思っております。

併せて電気通信分野も、今回はこういうことでしょうかけれども、引き続き自分としては言っていきたいなと思っております。

それから、教育のコミュニティ・スクール、これはお疲れでございました。私もいろいろ言わしていただきましたので、大変これは結構だなと思っております。是非これが具体的に文科省さんで進めていただけるように事務方の方も是非フォローをよろしくお願いをいたしたいと思っております。

最後、農業分野は八代先生、本当にお疲れ様でした。これは私も農政改革の一貫で、自分の思いがあるものですから、農政改革と農協改革はセットでやっつかないと、特に農政を改革しようとすると、どうも足を引っ張る農協の不貞のやからがときどきおるものですから、今回、私は怒り心頭に発しまして、農林省の官房長と局長に乗り込んで行って、とにかくどうにかしろということをお願いしたんですが、農林省自身、問題意識を持ってまして、今回、このペーパー、彼ら自身でできちっとあれして、実は大臣にまで上げて、この方向でやるということで彼らも腹をくくっていますから、そういう意味ではこれとはきっちりやっていただけるんじゃないかと思っておりますし、農協関係さんには、世の中そんなに甘くないよということをしつかりと申し上げていきたいなと。多分、この後も自民等の族議員の連中とバトルがあるかもしれませんが、しつかり頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○宮内議長 非常に心強いお話をいただきました。あと、ございますでしょうか。

それでは、各分野の前に付きます、先ほどちょっと御紹介いたしました「はじめに」を私のところで調整いたしました。これにつきまして、事務局から御説明をいただければと思います。

○宮川室長 まず、お手元に差し替えを置かしていただいておりますが、これはどこが違っているかということでございますが、3ページ目の4.の「今後の規制改革の推進に当たって」という上の部分5行、「さらに」以下5行が付け加わったと。この点が変更点でございます。

差し替えにしたがって、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1に、「はじめに」でございますけれども、これは総論の総論ということでございまして、第1パラグラフのところは、いわゆる時代的な背景も含めて、最近規制改革に対する期待が非常に高まっているということが書いてございます。

第2パラグラフにつきましては、政府の規制改革に対する取り組みということで、6月に出ました基本方針での位置づけ、それから10月の総合対応策、こういう中での構造改革の一環としての位置づけ、こういうのを紹介しているということでございます。

第3パラグラフでございますけれども、これは4月以降ずっとやってきました。今年度のテーマは経済の活

性をテーマとしたということが書いてございます。

第4パラグラフは、最終的に総理に答申をすると。副題ではございませんけれども、経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革という命題でやりたいということが書いてございます。

2. の『規制改革特区』など『分野横断的』『省庁横断的』手法の導入」という点でございまして、これは手法の紹介でございまして、年度当初はいわゆる横串という5つの分野横断的、省庁横断的テーマを取り上げたということで、7月24日に中間とりまとめの決定・公表を行ったという紹介をしております。

第2パラグラフで、特にこのうち規制改革特区というのは、結果的には内閣総理大臣が本部長となります構造改革特区推進本部という設置の実現を見たわけでございます。当会議がこの構造改革特区の生みの親になった。構造改革特別区域法の成立を見た。実はまだ見ていないんですが、一応これが出るころには見るのではないかとございまして、場合によっては少し表現ぶりが変わるかもしれません。

それから、その構造改革特区については、来年の4月に法施行になりますけれども、1月半ばに二次募集をやりましてということで、当会議も引き続き本部に対しまして、協力支援を惜しまない。いずれにしても、この特区制度が全国規模の改革への突破口になることを期待したいという旨が書いてございます。

3番目は株式会社参入の話でございまして、まず去年来から取り組んでまいりました社会的分野、それから経済的分野ということについて、今回分野横断的に年度当初はやって、年度後半は個別に分野ごとにやってまいりました。これが2章が構成されていますということが書かれています。

特にということで、株式会社参入の話をもentionしておいて、医療、福祉、教育、農業の4分野において、これを官製市場と呼んで、いろいろ議論をしてきた。中間とりまとめでは、これを横断的テーマということで議論してきました。

3ページ目でございます。

このうち福祉、農業につきましては、特区に限って株式会社というのが認められて実現をした。ただし、医療、教育の両方分野では一切の措置がなされていないということでございまして、引き続きこの4分野における株式会社の参入推進を目指して、さまざまな角度からの積極的な議論を進めていく。要するに、来年度につなげていくという趣旨でございます。

それから、今、差し替えのところが付け加わった部分でございまして、こういう議論に合わせまして、行政手続とか不透明な解釈、基準認証というのは、非常に細かいものが多いんですけど、こういうところについては、やはり民間事業活動にも支障を生じているということでございまして、今回、高原主査のところでもやっていただいた77項目、こういうのをやってきた紹介と併せまして、引き続きこういう細かいものもやっていくぞという意思表示をしているところでございます。

「4. 今後の規制改革の推進に当たって」という部分につきましては、先ほど議長の方から御紹介がございましたので、基本的には省略させていただきたいと思っております。

最後、結びでございまして、当会議として政府に対して、本答申を一刻も早くやってほしい。それで最後は国民各界の一層のご支援、ご協力をお願いしたいということで結んでおります。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何かお気づきの点。

○奥谷委員 先ほどから出ています勧告権の強化という部分、これが一番大事だと思うんです。これは3番目ではなくて、「今後の規制改革の推進に当たって」の1番にこれは持ってくるべきで、このパワーがないと、村山委員が言ったように、何をやっているかわからない。各省庁の言うことだけ聞いて、我々がワーキングをやっているだけでは意味ないので、ですから、勧告権の強化というのは1番に持ってくるべきで、それを是非最終には書いていただきたいと思っております。

○宮川室長 この件につきましては、実は経済財政諮問会議での議論が、トヨタの奥田会長が中心になってつくられた4人ペーパーというのがございまして、それがこの順で書いてあったものですから、それをそのままクォートしたということでございまして、そこはまた議長とも相談させて稗ながら、調整させていただきます。

○奥谷委員 規制改革会議は規制改革会議として意見を出すべきであって、別にほかの諮問会議を気にすることはないと思っております。

○鈴木議長代理 しかし、ドスは一番後ろの方がドスらしくて、いいんじゃないかと私は思います。

○奥谷委員 でも、やはりドスは表に出さなきゃだめですよ。

○鈴木議長代理 出ている。出ているけれども、ドスは一番最後に突き付けた方が、いかにもドスらしい。



○宮内議長 実際にはこの会議自身は勧告権なしで始まった会議でして、途中でこういうものを与えろということが、本当に実現性があるかということも踏まえて、今後につなげればという意味も、ちょっと私は弱過ぎるかな。

○奥谷委員 弱いと思います。だって、鈴木委員がめいっばい、やるだけのことは書いたんだというんだったら、めいっばいやるだけのことは書くべきであって、できるかできないかは後のことであって、まずやりたいことは書くべきだと思います。

○宮内議長 わかりました。ほかにございませんでしょうか。

それでは、本日の会議の案をもちまして、あとPのところをこれから御努力いただくということでございます。

次回の会議の予定を申し上げますと、次回は皆様方御要望もございまして、総理に御出席いただくということになりました。したがって、総理鑑定で行うことになりまして、それまでに基本的な調整をすべて終えまして、当日はお集まりいただきましたところで、直ちに答申を決定する。そして、それを総理にお渡しした後、この1年間の活動を踏まえまして、各委員から総理に対して御意見を述べていただくという形で進めたいと思っているわけでございます。

そういたしますと、実際には最後の答申の、今日のPのところを含めて、今日の御意見を踏まえまして、最終的につくるというのは、それまでにできていないといけないということでございますから、それまでの間、今日、御提案いただいた点、それからペンディングになっている点のまとめ方等につきまして、これはいつものとおりでございますけれども、基本的に御担当の主査と、議長代理を含めまして、私とで最後のところは協議させていただくと。最終的にまとめるところにつきましては、議長に一任していただくということをお願いしたいと存じますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮内議長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、あと事務局から何か連絡事項等がございましたら。

○宮川室長 今、議長から御紹介ございましたように、次回でございしますが、12日の2時から2時半ということで、官邸4階に会議室がございまして、そちらの方で開催をしたいと思っております。今、議長から御紹介があったように、ここで決定をしまして、総理に手渡すということで、後ほど各委員の方から総理に対していろいろとおっしゃっていただくというプロセスで30分で終えたいと思っております。

以上でございます。

○奥谷委員 どうもありがとうございます。この間私が言ったあれ、議長と事務局の方が努力していただいて、官邸でやっていただけたというのを感謝いたします。

○宮内議長 あと何かございますでしょうか。

○坂政策統括官 ちなみに、官邸は入ったところが3階で、4階というのは入って1階上です。

○宮川室長 資料の方は回収でございますので、お手元に置いておいていただければと思います。

○宮内議長 それでは、以上をもちまして、終わらせていただきます長時間ありがとうございました。